⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和７年４月７日において次の要件を満たすものとする。

①　平成22年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記の(a)～(c)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。)

(a)　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事であること。

(b)　トンネルの内空断面積（覆工後の内空断面積(代表値)）が60㎡以上であること。

(c)　施工延長（掘削かつ覆工）が600ｍ以上であること。

ただし、上記(a)から(c)は同一トンネルであること。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。

③　次に掲げるいずれかを満たす設計技術者を当該業務に配置できること。なお、設計技術者とは管理技術者をいう。

・技術士資格（総合技術監理部門―建設）
・技術士資格（建設部門）
・国土交通省登録技術資格者（施設分野：トンネル―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
・土木学会認定土木技術者（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）（特別上級、上級、１級）
・１級土木施工管理技士
・１級建設機械施工管理技士

④　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を建設工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

７⑴①の認定（７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑴①の認定を受けていない構成員が７⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、特定手続に参加できないことがある。また、この場合において、７⑴①の認定を受けていない構成員が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに７⑴①の認定を受けていないとき又は７⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（７⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から建設工事の完成する日までとする。ただし、建設工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、建設工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））」(令和７年４月７日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「Ｒ７能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事にかかる技術協力業務」に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「地域維持型建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年４月７日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　品目分類番号　42

２　業務名　Ｒ７能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事にかかる技術協力業務（電子契約対象案件）（電子契約対象案件）

３　業務場所　能登復興事務所（鷹ノ巣山１号トンネル：石川県輪島市市ノ瀬町地先～熊野町地先）

４　業務内容

⑴　Ｒ７能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事にかかる技術協力業務　１式

⑵　打合せ　１式

※本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和８年２月27日まで

⑷　その他

①　別冊数量総括表及び別冊仕様書のとおり。

②　能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事　全体延長1443m（以下、「建設工事」という。）

建設工事の内容（参考）

【能越道鷹ノ巣山１号トンネルその１工事】

・トンネル掘削（ＮＡＴＭ工法）及び覆工延長762m
・輪島道路（Ⅱ期）輪島市杉平町地先～輪島市三井町地先の事業管理、施工管理等　１式
・予定工期は、建設工事に係る契約締結日の翌日から720日間

【能越道鷹ノ巣山１号トンネルその２工事】

・トンネル掘削（ＮＡＴＭ工法）及び覆工延長681m
・鷹ノ巣山２号トンネルの覆工およびトンネル断面拡幅　１式
・輪島道路（Ⅱ期）輪島市杉平町地先～輪島市三井町地先の事業管理、施工管理等　１式
・予定工期は、その１工事完成後、令和11年度末を予定

５　申請の時期

令和７年４月７日から令和７年４月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和７年４月18日以降当該建設工事に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）」(以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページから入手するものとする。

https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/JV_shinsei.html